

兵庫県簡易耐震診断員 認定申請書

兵庫県知事 様

申請者 氏名

写真貼付欄

- ・申請6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景で本人確認が可能なもの
- ・紙申請の場合は、縦4cm×横3cmのもの（写真の裏面に氏名記入のこと）  
※もう1枚の写真は貼付せず、袋に入れて提出すること。
- ・電子申請の場合は、縦：横＝4：3のものを添付

私は、兵庫県簡易耐震診断員として認定を受けたいので、資格要件に関する関係書類を添え、簡易耐震診断員の認定を申請します。また、別添誓約書のとおり、市町の簡易耐震診断推進事業への協力と誠実な診断業務に努めます。

フリガナ 申請者氏名			生年月日	年	月	日
連絡先	住所	〒 -				
	電話	- -				
	電子メール	@				
建築士資格等 <small>二級建築士・木造建築士の場合は、登録都道府県知事名を（ ）に入力</small>	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	登録都道府県知事名 知事	登録年月日	年	月	日
			登録番号	第		号
受託可能な構造種別	<input type="checkbox"/> 木造（一般財団法人日本建築防災協会主催の「木造住宅耐震診断資格者講習会」受講者は選択可能） <input type="checkbox"/> 鉄骨造（一般財団法人日本建築防災協会主催の「鉄骨造耐震診断資格者講習会」受講者は選択可能） <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造 （一般財団法人日本建築防災協会主催の「鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習会」受講者は選択可能） 注）二級建築士又は木造建築士の方は、受託可能な構造種別に制限がありますのでご注意ください。 二級建築士・・・木造以外の構造は戸建住宅のみ受託できます。 木造建築士・・・木造以外の構造は受託できません。					
所属する建築士事務所	名称					
	登録日	年	月	日	登録番号	第 号
	住所	〒 -				
	電話	- -				
	電子メール	@				
認定証の送付先	<input type="checkbox"/> 自宅へ <input type="checkbox"/> 所属する建築士事務所へ					
実務経験及び証明	開始年月	資格取得（資格名）及び勤務先	内容	年数		
	年 月			年	箇月	
	年 月			年	箇月	
	年 月			年	箇月	
	年 月			年	箇月	
	年 月			年	箇月	
				合計	年 箇月	
	以上の内容に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 証明者 勤務所在地 建築士事務所名 代表者氏名					

添付資料等

- 写真申請6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景で本人確認が可能なもの  
紙で紙申請の場合は、縦4cm×横3cmのもの2枚（写真の裏面に氏名記入のこと）。そのうち1枚はこの用紙上部の写真欄に貼付。もう1枚の写真は貼付せず、袋に入れて提出すること。  
電子申請の場合は、縦：横＝4：3のものを添付
- 建築士事務所登録済証の写し 1部
- 誓約書（第1号の2様式）
- 受託しようとする構造種別に応じた講習会受講修了証の写し 各1部

兵庫県知事 様

## 誓約書

私は、下記の内容に同意するとともに、簡易耐震診断員として事業を誠実に行うことを誓約します。

- 1 申込者及び市町から提供された資料については、特段の理由がある場合を除いて返却し、簡易耐震診断推進事業において知り得た申込者の個人情報については、外部に漏らすことはいたしません。
- 2 住宅所有者からの業務依頼を受託できない場合は、申込者にその理由について丁寧に説明します。
- 3 補助事業の実施後、必要な場合は耐震補強設計、改修工事に導くための適切なフォローアップに努めます。
- 4 契約した簡易耐震診断業務を、別の業者に再委託いたしません。
- 5 簡易耐震診断業務において、申込者の信頼を裏切る行為、簡易耐震診断員としてふさわしくない行為を行いません。
- 6 簡易耐震診断業務において、申込者及び市町からの業務の中止、辞退申し出があった場合や（公財）兵庫県住宅建築総合センターから診断取りやめの指示があった場合は、速やかに業務を中止し、市町の指示に従うとともに事業の趣旨を理解して、それまでの経費等については請求しません。
- 7 簡易耐震診断業務に対して、申込者からの苦情や簡易耐震診断報告書の説明を求められた場合は、誠実に対応するとともに市町あて報告いたします。
- 8 以上の内容について、正当な理由がなく不適切かつ、申込者の信頼を裏切るなどふさわしくない行為をした場合は、簡易耐震診断員の認定を取り消されても異議はありません。

令和 年 月 日

氏名

住所

電話

電子メール

-

-

@

第2号様式（第5条関係）

（表面）

兵庫県簡易耐震診断員認定証	
写真 縦4cm×横3cm	氏名
	認定番号
	構造種別
	有効期限
	簡易耐震診断推進事業における簡易耐震診断員として認定します。
発行日	年 月 日
兵庫県知事	

（裏面）

本証は、兵庫県知事が兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領に基づき交付するものです。本証の交付を受けた診断員は、簡易耐震診断後、必要な場合は耐震補強設計、改修工事に導くための適切なフォローアップに努めることとされています。

- ・本証は他人に貸与又は譲渡することはできません。
- ・次の場合は、本証を返納してください。  
建築士の免許を取り消されたとき  
簡易耐震診断員の認定を取り消されたとき
- ・氏名、資格、所属する建築士事務所の連絡先等に変更が生じたときは変更届を提出してください。

本証を拾得された方は、お手数ですが下記までご連絡ください。

兵庫県 まちづくり部 建築指導課  
TEL 078-341-7711（代表）

## 兵庫県簡易耐震診断員 認定台帳記載事項変更届

兵庫県知事 様

兵庫県簡易耐震診断員の申請事項に変更が生じたので、兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領第6条の規定に基づき届け出ます。

写真貼付欄

- ・申請6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景で本人確認が可能なもの
- ・紙申請の場合は、縦4cm×横3cmのもの（写真の裏面に氏名記入のこと）  
※もう1枚の写真は貼付せず、袋に入れて提出すること。
- ・電子申請の場合は、縦：横＝4：3のものを添付

1 届出者認定番号 第 号

2 届出者氏名

3 連絡先 電話番号  
電子メール

4 認定証の交付を受ける場合<sup>※</sup>は、その送付先

- 所属する建築士事務所に送付
- 自宅へ送付

自宅住所 〒

※ 氏名及び受託可能な構造種別の変更の場合は、原則として認定証の変更が必要となりますので、写真の提出及び交付済みの認定証の返却が必要です。

### 兵庫県簡易耐震診断員 変更事項一覧

変更がある場合 <input checked="" type="checkbox"/>	項目		変更前	変更後	添付書類
<input type="checkbox"/>	ふりがな				<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士の免許証の変更がなされていることを証する図書の写し</li> <li>・写真</li> </ul>
	氏名				
<input type="checkbox"/>	建築士	資格	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士	建築士免許証の写し
		登録日	年 月 日	年 月 日	
		登録番号	第 号	第 号	
<input type="checkbox"/>	建築士事務所	名称			
		登録番号	第 号	第 号	
		代表者氏名			
<input type="checkbox"/>	連絡先	所在地	〒 -	〒 -	
		電話番号	- -	- -	
<input type="checkbox"/>		メールアドレス			
<input type="checkbox"/>	受託可能な構造種別		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加する場合、講習会受講修了証の写し</li> <li>・写真</li> </ul>

※ 変更がある項目のみ変更前後を記載

## 兵庫県簡易耐震診断員認定証 更新申請書

兵庫県知事 様

兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領第6条の2に基づき、認定証の更新を申請します。

写真貼付欄  
・申請6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景で本人確認が可能なもの  
・紙申請の場合は、縦4cm×横3cmのもの2枚（写真の裏面に氏名記入のこと）  
※もう1枚の写真は貼付せず、袋に入れて提出すること。  
・電子申請の場合は、縦：横＝4：3のものを添付

登録事項の変更の有無

変更なし

変更あり※（第3号の2様式及び必要書類を添付）

1 申請者認定番号	第 号
2 申請者氏名	
3 申請者氏名のふりがな	
4 申請者連絡先（電話番号）	- -
5 申請者連絡先（メールアドレス）	@
6 更新後の認定証の送付先  ・送付先を所属する建築士事務所にする場合は、事務所の名称も記載してください。	〒 - 住所  名称

※登録事項に変更がある場合は、「第3号の2様式」に変更事項等を入力し、必要書類を添付の上、合わせて提出すること。

## 兵庫県簡易耐震診断員認定証 再交付申請書

兵庫県知事 様

### 兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領

- 第6条の3第1項（認定証の再交付）
- 第7条第1項（有効期限内の認定証の再交付）

に基づき、認定証の再交付を申請します。

写真貼付欄

- ・申請6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景で本人確認が可能なもの
- ・紙申請の場合は、縦4cm×横3cmのもの2枚（写真の裏面に氏名記入のこと）  
※もう1枚の写真は貼付せず、袋に入れて提出すること。
- ・電子申請の場合は、縦：横

1 申請者認定番号	第 号
2 申請者氏名	
3 申請者氏名のふりがな	
4 申請者連絡先（電話番号）	- -
5 申請者連絡先（メールアドレス）	@
6 認定証の送付先	〒 -
住所	
名称	

・送付先を所属する建築士事務所にする場合は、事務所の名称も記載してください。

### 再交付を申請する理由

- 更新手続遅れ
- 亡失又は滅失
- 汚損又は破損
- その他

具体的な理由

汚損又は破損等の場合は、その状況を映した認定証の写真やコピーを張り付けてください。

兵庫県簡易耐震診断員  
 認定証返納届  認定取消の申出

兵庫県知事 様

- 兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領第7条の2第1項に基づき、認定証を返納します（死亡、建築士免許の取消、建築士事務所に所属しなくなった、簡易耐震診断員の業務を行わなくなったことに伴う返納）。
- 兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領第7条の2第2項に基づき、認定の取消を申し出ます。
- 兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領第8条第3項に基づき、認定証を返納します（簡易耐震診断員の認定の取消を受けたこと伴う返納）。

1 届出者

ふりがな  
氏名

簡易耐震診断員との関係

2 簡易耐震診断員

認定番号 第 号

ふりがな  
氏名

3 認定証の返納理由  
及び認定取消の  
申出理由

<input type="checkbox"/> 死亡（認定取消）
<input type="checkbox"/> 建築士の免許を取り消された（認定取消）
<input type="checkbox"/> 建築士事務所に所属しなくなった <small>（原則として、認定取消。ただし、所属しない期間が一時的な場合は、認定取消をしないことも可能。）</small> <input type="checkbox"/> 認定の取消あり <input type="checkbox"/> 認定を残す
<input type="checkbox"/> 簡易耐震診断員の業務を行わなくなった <small>（原則として、認定取消。ただし、一時的な業務の休止の場合は、認定取消をしないことも可能。）</small> <input type="checkbox"/> 認定の取消あり <input type="checkbox"/> 認定を残す
<input type="checkbox"/> 知事から認定取消の通知があった（認定取消）